

化理解学習業務委託」プロポーザル 質問及び回答一覧

No	質問	回答
1	委託業務概要の「学習プログラムの作成」における「プログラム」が指す範囲はどこまでか。1コマ分の授業計画か、それとも事前・事後の学習を含めるか。	1コマ分の授業計画を指します。事前・事後の学習は含みません。
2	委託業務概要の「マニュアル」とは何を指すか。誰が使用するものか。（授業者が授業実施に当たり使用する台本のようなものを想定しているのか、または業務管理者と授業実施者および学校間での契約書のようなものなのか、それ以外か）。	「マニュアル」とは、本事業の異文化理解学習を均質に実施するための運営手順書を指します。主な使用者は、授業実施者（講師・スタッフ）および必要に応じて学校担当者です。 内容は、契約書のようなものではなく、例えば以下を想定します。 ・授業実施者向け：授業の進行手順（流れ、時間配分、進め方、注意点） ・運営面：事前準備物、当日の段取り、役割分担、緊急時対応（安全配慮） ※学校との契約書類や合意書を作成する趣旨ではありません。
3	成果報告について、「実施状況の記録」とは、具体的に何を記録・報告すればよいか。目的は何か。	「実施状況の記録」とは、各校で実施した授業について、実施の事実確認と運営上の振り返りのための記録を指します。 具体的には、実施日、学校名、対象学年、参加人数、実施内容の概要（テーマ、主な内容、使用教材）、当日の特記事項（予定変更、運営上の気づき、児童・生徒からの意見、教員の所見）等を指します。 目的は、実施状況の把握と、今後の本市の事業検討の材料とすることです。
4	成果の整理・分析によって明らかにしたいことは何か。	各校での実施を通じて、 ・児童生徒がアジア各国・地域の文化・価値観への理解を深めたか、また世界とのつながりを実感したか（本事業目的の達成度） ・どの活動・教材等が学習効果や参加意欲を高めたか、課題が出たか（プログラムの有効性） ・学年・学校規模・実施形態等により、運営や学びにどのような差が生じたか（事業設計の評価）等を把握することです。
5	委託業務「企画」（再委託禁止部分）とは、全体の内容を決めて「全体管理」をするという認識で間違いないか。他の具体的な業務も指す場合はその内容をご教示いただきたい。	ご認識のとおりです。
6	講師派遣の委託先として豊田市国際交流協会を含めることは可能か。	豊田市国際交流協会（以下、TIA）を講師派遣の再委託先候補として提案・選定すること自体は可能です。 ただし、TIAが受託可能かどうかは受託者とTIAの協議事項であり、市が可否を保証するものではありません。
7	業務委託概要「本市の資源や地域を題材とした学習機会の創出」とあるが、講師の出身・居住地が豊田市でなくてもよいのか。	はい。講師の出身地・居住地は豊田市内に限定するものではありません。 「本市の資源や地域を題材とした学習機会の創出」とは、学習内容の中で豊田市の人・場所・取組等を題材として扱うことを求める趣旨であり、講師本人が市内在住であることを要件とはしません。
8	講師について、「アジア圏出身の」と記載があるが、国際的な背景をもつ方の中には、国籍は外国だが日本で生まれ育った方もいる。そのような方の講師への起用も可能か。	起用は可能ですが、国籍のみをもって適否を判断するものではありません。 講師は、対象とするアジア各国・地域の文化・生活・言語等について、当事者としての実体験に基づき具体的に語れることを要件とします。したがって、国籍が外国で日本で生まれ育った方であっても、当該国・地域での居住・就学等の経験、家庭内での継続的な文化実践・言語使用など、実体験が担保される場合に限り起用可能です。
9	「アジア・アジアパラ競技大会を契機とした」とあるが、アジア圏出身の講師を起用することでこの条件を満たすとするのか。スポーツ関係の体験活動や講話は必須か。	「アジア・アジアパラ競技大会を契機とした」とは、同大会を導入・動機づけとして、多様な文化や価値観への関心を高める趣旨です。 そのため、アジア圏出身の講師を起用すること自体だけで条件を満たすものではありませんが、授業の中で大会に触れ、児童生徒が「アジアとのつながり」や「多様性」を実感できる構成であれば要件を満たします。 また、スポーツ関係の体験活動や講話は必須ではありません。授業の軸は異文化理解（文化・言語体験や交流等）に置いた上で、大会については導入やまとめ等での言及、関連するエピソードの紹介など、限られた授業時間の中で無理のない範囲で組込む整理で差し支えありません。
10	各校との連絡・調整は基本的に市を通さず弊社と学校で直接行ってよいのか。	原則として、日程調整や事前説明等の実施に必要な連絡・調整は、受託者と各校が直接行って差し支えありません。 ただし、全体スケジュールに影響する事項（複数校に及ぶ変更、実施困難事由の発生、トラブル・事故等）や、市として判断・調整が必要な事項については、速やかに市へ共有・協議してください。

11	主任担当者の業務経験について、学校教員として現場で国際理解授業の実施や国際児童の対応に当たった経験は含めても良いか。(外国人児童生徒コーディネーター、DLA等の現状把握と支援の取組等)	含めて差し支えありません。 主任担当者の「業務経験」は、本業務に資する経験を広く含みます。したがって、学校教員として国際理解授業を実施した経験や、外国につながるのある児童生徒への対応経験も、関連経験として記載可能です。
12	業務担当体制(担当者の業務経験)について書類の添付が必要か、箇条書きでもよいか。	書類の添付は不要です。提案書内で、担当者の業務経験を箇条書き等で簡潔に記載してください。
13	業務を再委託した業者が、さらに別の業者に再委託することは可能か。	可能です。ただし、再委託においても、事前に市の承諾が必要で、受託者が管理責任を負います。
14	業務を再委託する場合、複数の協業先へ委託することは可能か。	可能です。ただし、再委託は件数に関わらず原則として事前に市の承諾が必要であり、受託者が一元的に管理・責任を負える体制を明確にしてください。
15	提案書の構成について、6枚以内の制限に表紙・目次は含まれるか。	含みます。
16	本市の資源(ヒト・コト・モノ)について、受託後に連携可能な機関や個人の紹介をいただくことは可能か。	提案にあたっては、市の紹介を前提とせず、提案者において連携体制を確保した上で提案してください。 そのうえで、委託契約締結後に市から情報提供することは可能です。
17	授業内容の範囲について、仕様書5委託業務の概要(1)～(3)及び公告に記載の本業務への提案や意見イウエオの内容について、1回(小学校45分/中学校50分)の授業ですべての提案項目を実施する想定という理解でよいか。	はい。本業務は各校1回の授業の中で、仕様書および公告に示す提案項目をすべて満たす構成として実施してください。
18	減額の計算方法について、実施校数が減少した際の具体的な金額の算出方法はあるか。	実施校数が減少した場合、費用発生前の場合(例:講師手配・旅費等の発生前)は、未実施分について実施校数等に応じて按分の上、減額します。一方で、学級閉鎖等により急遽中止となり、費用発生後で受託者側に実費等の負担が生じている場合は、原則として減額しない取扱いとします。 なお、具体的な取扱いは、中止時期、手配状況、発生費用等の実態を踏まえ、協議の上で決定します。
19	外部連携体制について、「必要に応じてアジア各国・地域に関する専門家、外国につながるのある住民、国際交流団体等と連携し」とあるが、専門家や国際交流団体等、市側で協力先の提示は可能か。	市から特定の専門家・団体等を提示することはありません。 提案にあたっては、市側の紹介や取次ぎを前提とせず、提案者において必要な外部連携体制を確保した上で提案してください。